

(仮称) おおぶ文化交流の杜整備運営事業
基本協定書 (案)

平成22年7月

大 府 市

基本協定書

(仮称) おおぶ文化交流の杜整備運営事業（以下「本事業」という。）に関して、大府市（以下「甲」という。）と●，●，及び●をその構成員とし，●をその代表企業たる構成員とする民間事業者●（以下「乙」という。）との間で，以下のとおり，基本協定（以下「本基本協定」という。）を締結する。

（目的）

第1条 本基本協定は，本事業のプロポーザル公募手続において乙が民間事業者として決定されたことを確認し，乙が設立する本事業の遂行者（以下「事業予定者」という。）と甲との間で締結する（仮称）おおぶ文化交流の杜整備運営事業にかかる事業契約（以下「事業契約」という。）の締結に向けて，甲及び乙の双方の義務を定めるとともに，本事業の円滑な実施等に必要な双方の協力，諸手続について定めることを目的とする。

（努力義務）

第2条 甲及び乙は，甲と事業予定者とが締結する事業契約の締結に向けて，それぞれ誠実に対応するものとし，事業契約に係る大府市議会の議決を得て事業契約の効力が生じるように最善の努力をする。

2 乙は，事業契約締結のための協議に当たっては，本事業のプロポーザル公募手続に係る（仮称）おおぶ文化交流の杜整備運営事業提案審査委員会及び甲の要望を尊重する。

（事業予定者の設立）

第3条 乙は，本基本協定締結後，平成●年●月●日までに，事業予定者として，会社法（平成17年法律第86号）の規定に基づき本店所在地を大府市内とする株式会社を適法に設立し，当該株式会社の登記事項証明書を甲に提出するものとする。

2 乙は，前項の事業予定者の設立に際し，別表1の内容に従い，事業予定者に出資し事業予定者の株式を引き受け，又は構成員以外の者に引き受けさせるものとする。

3 事業契約上の契約期間において，乙の構成員が事業予定者の株主総会における全議決権の過半数を保有しなければならず，かつ，乙の代表企業である●の議決権保有割合が株主中最大でなければならない。

4 乙の構成員は，事業予定者の株式を乙の構成員以外の者に引き受けさせるときは，当該株式を引き受ける者に，別紙1記載の様式及び内容の誓約書をあらかじめ甲に提出させるものとする。

- 5 乙は、事業予定者をして取締役及び会計監査人を選任させ、これを甲に報告させるものとする。かかる選任の後に取締役が改選された場合についても、乙又は乙の代表者はその旨を事業予定者をして甲に報告させるものとする。
- 6 事業契約の契約期間においては、乙の構成員は、原則として出資比率を変更することができない。ただし、事業の安定的な遂行及びサービス水準の維持が図られる場合において、甲の利益を侵害しないと認められるときは、甲は当該出資比率の変更について協議に応じることができるものとする。

(株式の譲渡等)

- 第4条 乙の構成員は、事業契約の契約期間が終了するまでの間、その保有する事業予定者の株式の譲渡、担保権の設定及びその他一切の処分を行わないものとする。ただし、書面により甲の承諾を得たときは、この限りでない。
- 2 乙の構成員は、前項ただし書の規定による承諾を得て事業予定者の株式を乙の構成員以外の者に譲渡するときは、かかる譲渡の際の譲受人をして、別紙1記載の様式及び内容の誓約書をあらかじめ甲に提出させるものとする。
 - 3 乙の構成員は、第1項ただし書の規定による承諾を得て事業予定者の株式に担保権を設定したときは、担保権設定契約書の写しをその締結後速やかに甲に提出するものとする。
 - 4 乙は、事業予定者の設立時において、それぞれ乙の構成員をして別紙2記載の様式及び内容の誓約書を甲に提出させるものとする。

(業務の委託又は請負)

- 第5条 乙の各構成員は、本事業においてそれぞれ別表の右欄に記載する方法により別表の中欄に記載する業務を実施する。
- 2 乙の構成員は、別表中の中欄に記載の業務を誠実に実施しなければならない。

(事業契約)

- 第6条 甲及び乙は、事業契約の仮契約を、平成●年●月●日を目処として、大府市議会への事業契約に係る議案提出日までに、甲と事業予定者間で、締結せしめるものとする。ただし、甲は、乙の構成員が第6項各号に定める事由のいずれかに該当するときは、当該仮契約を締結しない。
- 2 甲及び乙は、前項の仮契約につき、大府市議会の議決を得たときにその本契約を締結する。但し、乙の構成員が第6項各号に定める事由のいずれかに該当するときは、甲は前項の仮契約を解除し、本契約を締結しない。
 - 3 甲は、本事業の公募プロポーザルに係る募集要項に添付した事業契約書(案)の文言に関し、乙から説明を求められたときは、募集要項において示された本事業の目的、理念に照らしてその条件の範囲内において趣旨を明確化するものとする。

- 4 甲及び乙は、事業契約締結後も本事業の遂行のために協力するものとする。
- 5 事業予定者が事業契約の本契約を締結しないとき（但し、第1項但書及び第2項但書に規定する場合を除く。）は、乙の構成員は、本事業に係る提案価格の100分の10に相当する金額を、違約金として甲に支払わなければならない。
- 6 本事業の公募プロポーザルに関して、乙の構成員が次の各号のいずれかに該当したときは、事業契約の仮契約又は本契約が締結済みであるか否か及び甲が事業契約の仮契約又は本契約を解除するか否かにかかわらず、かつ、甲が損害の発生及び損害額を立証することを要することなく、次の各号のいずれかに該当した乙の構成員は（該当する構成員が複数の場合は連帯して）、提案価格の100分の10に相当する額を賠償金として甲の指定する期間内に支払わなければならない。但し、第1号又は第2号の排除措置命令又は納付命令の対象となる行為が、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第2条第9号に基づく不正な取引方法（昭和57年6月18日公正取引委員会告示第15号）第6項に規定する不当廉売である場合その他甲が特に認める場合は、この限りでない。
 - (1) 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下この項において「独占禁止法」という。）第3条の規定により禁止される不当な取引制限を行ったとして同法第7条第1項又は第2項の規定による排除措置命令を受け、同法第49条第7項又は第52条第5項の規定により当該命令が確定したとき又は同法第49条第6項の規定により当該命令に係る審判請求を行い、同法第66条第1項から第3項までの規定による審決（当該命令に係る違反行為がなかったと認められた場合の審決を除く。次号において同じ。）を受けたとき（同法第77条第1項の規定により当該審決の取消しの訴えを提起した場合は、その訴えについて請求棄却又は訴え却下の判決が確定したとき。次号において同じ。）。
 - (2) 独占禁止法第3条の規定により禁止される不当な取引制限を行ったとして同法第7条の2第1項の規定による納付命令を受け、同法第50条第5項又は第52条第5項の規定により当該命令が確定したとき又は同法第50条第4項の規定により当該命令に係る審判請求を行い、同法第66条第1項から第3項までの規定による審決を受けたとき。
 - (3) 乙の構成員（乙の構成員が法人の場合にあつては、その役員又はその使用人）が刑法（明治40年法律第45号）第96条の3又は同法198条の規定による刑が確定したとき。
- 7 第6項の規定は、事業契約の本契約が締結された後も適用するものとする。
- 8 第6項の規定は、甲に生じた実際の損害額が第6項に規定する賠償金の額を超える場合において、甲がその超える分について前項各号のいずれかに該当する乙の構成員に対し賠償を請求することを妨げるものではない。

(準備行為)

第7条 乙は、事業契約締結前であっても、自己の費用及び責任において、本事業の実施に関して必要な準備行為（設計に関する打合せを含む。）を行うことができるものとし、甲は、必要かつ可能な範囲で、乙に対して協力するものとする。但し、事業契約が効力を生じるに至らなかった理由が乙の責めに帰すべき事由によるものではないと認められるときは、甲は、乙が第7条第1項により行った準備行為に要した費用につき、合理的な範囲でこれを負担する。

2 前項の甲の協力の結果（設計に関する打合せの結果を含む。）は、事業契約の本契約締結後、事業予定者が速やかにこれを引き継ぐものとする。

(事業契約締結不調の場合の処理)

第8条 事由の如何を問わず（事業契約の締結について、大府市議会の議決が得られない場合を含む。）、事業予定者と甲との間において、事業契約が効力を生じるに至らなかった場合には、甲及び乙が本事業の準備に関して既に支出した費用は各自の負担とし、甲及び乙は、第6条に定める賠償金の支払債務及び第7条第1項但書の費用負担にかかる債務を除き、相互に債権債務関係の生じないことを確認するものとする。

(秘密保持)

第9条 甲及び乙は、本基本協定に関する事項につき知り得た相手方の秘密情報について、相手方の事前の承諾を得ることなく第三者に開示しないこと及び本基本協定の履行の目的以外には使用しないことを確認する。ただし、本基本協定締結の前に既に自ら保有していた場合、公知であった場合、本基本協定に関して知った後自らの責めによらずして公知になった場合、本基本協定に関して知った後正当な権利を有する第三者から何らの秘密保持義務を課せられることなしに取得した場合、守秘義務を課したうえで代理人若しくはコンサルタントに必要な範囲で開示する場合、裁判所からの強制力のある命令により開示を命じられた場合、乙が本事業に関する資金調達を図るために合理的に必要なものとして開示する場合及び甲が大府市情報公開条例等に基づき開示する場合は、この限りではない。

(本基本協定の期間)

第10条 本基本協定の有効期間は、締結の日から、事業契約の終了のときまでとする。

(準拠法)

第11条 本基本協定は日本国の法令に従い解釈されるものとし、本基本協定に関する一切の紛争については、名古屋地方裁判所を第一審の専属管轄裁判所とする。

以上を証するため、本基本協定書を2通作成し、甲、乙の代表企業及び構成員が、それぞれ記名押印のうえ、甲及び乙の代表者が各1通を保有する。

平成23年●月●日

甲 所在地 ●
大府市
代表者 大府市長 ●

乙 ●
(代表企業)
所在地 ●
商号又は名称 ●
代表者 ●

(構成員)
所在地 ●
商号又は名称 ●
代表者 ●

(構成員)
所在地 ●
商号又は名称 ●
代表者 ●

別紙1 (第3条及び第4条関係)

平成●年●月●日

大府市長 ● 様

誓 約 書

当社は、貴市の事前の書面による承諾がある場合を除き、当社が保有する●●株式会社の株式について、譲渡、担保権の設定その他一切の処分を行わないことを誓約し、かつ、表明し、及び保証致します。

住所

代表者

⑩

平成●年●月●日

大府市長 ● 様

誓約書

大府市(以下「市」という。)と●, ●及び●の間で, 平成23年●月●日付けにて締結された(仮称)おおぶ文化交流の杜整備運営事業(以下「本事業」という。)に係る基本協定書(以下「基本協定書」という。)に基づき, 当社は, 下記の事項を市に対して誓約し, かつ, 表明し, 及び保証致します。

なお, 特に明示がない限り, 本誓約書において用いられる語句は, 基本協定書において定義された意味を有するものとします。

記

- 1 [SPCの名称](以下「事業者」という。)が, 平成●年●月●日に会社法上の株式会社として適法に設立され本日現在有効に存在すること。
- 2 事業者の本日現在における発行済株式総数は●株であり, [構成員●が●株, 構成員●が●株, 構成員以外の●が●株]を保有しており, 本事業に係る市と事業予定者間の事業契約(以下「事業契約」という。)の終了までの間, 構成員が事業者の株主総会における全議決権の過半数を保有すること。また, 代表企業である●の議決権保有割合が株主中最大であること。
- 3 当社は, 事業契約の終了までの間, 当社が保有する事業者の株式を保有するものとし, 市の事前の書面による承諾がある場合を除き, 譲渡, 担保権の設定その他一切の処分を行わないこと。
- 4 当社が市の書面による事前の承諾を得て株式を構成員以外の者に譲渡する場合, 当社は, かかる譲渡の際の譲受人をして基本協定書添付の別紙1の様式と内容の誓約書を予め市へ提出させること。

[構成員]

住 所
商号又は名称
代 表 者

別表1 出資予定表 (第3条関係)

設立時に発行する株式の種類	発行株式数及び引受人	資本金額
普通株式	●に●株 (●%) ●に●株 (●%) ●に●株 (●%) ●に●株 (●%) ●に●株 (●%) ●に●株 (●%) 計 ●株	金●円

※ 統括マネジメント業務を実施する者、対象施設等の施工を実施する者、対象施設等の運営を実施する者、対象施設等の維持管理を実施する者については、各々につき少なくとも1者が事業予定者の株主となることを要します。

別表

企業構成員	実施する業務	実施の方法
[統括マネジメント企業]	統括マネジメント業務	
[設計企業]	対象施設等の設計	
[施工企業]	対象施設等の施工	
[工事監理企業]	対象施設等の施工の工事 監理	
[運営企業]	対象施設等の運営	
[維持管理企業]	対象施設等の維持管理	
[情報システム企業]	情報システム等の設置及 び保守管理	

※1) 提案に応じ、各構成員の実施する業務及び実施の方法を記載します。

※2) 「実施の方法」欄には、例えば、事業予定者と業務委託契約を締結するなどの業務の実施方法を記載します。

※3) 対象施設等とは、事業予定者が事業契約に基づき整備すべき建物及び備品等を意味する。